

Title	山城狛組無足人について
Author	平山, 敏治郎
Citation	人文研究. 18 卷 3 号, p.182-202.
Issue Date	1967
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学会
Description	原教授退任記念号

Placed on: Osaka City University Repository

山城狛組無足人について

平 山 敏治郎

藤堂家領大和国の無足人について、先年山辺郡小山戸組の消長を、元禄十三年以来数回の改帳によって紹介したことがある。^註このたびは同家領山城国相楽郡の無足人、とくに狛組についても、前回と同じ視点から考察してみたい。この組は加茂、銭司、法華寺野および上狛など諸郷村の住人をもつて編成され、のちに加茂組とも呼ばれた。この変化は支配大庄屋が交替すると、その在所の名を組に冠する仕来りによる。大和の小山戸組も、同じ理由から、のちに白石組また針組としても知られた。

狛組の名称は上狛郷西法花野村の住人浅田金兵衛が大庄屋勤役当時に通用した。しかしながら以下に紹介する文書類は、主として加茂郷北村の梶田家の旧蔵に係る。現在天理大学附属図書館に架蔵に帰した。同館の好意によって一見の機会を与えられたが、このたびは紙数の制限があるので、一応史料紹介の形態で報告し、後日に詳しく検討したい。なお浅田金兵衛家の所蔵文書も、先年渋澤敬三氏の主宰した常民文化研究所の所蔵に入り、戦後は東京大学経済学部の山口和雄教授の保管するところとなった。

註 拙稿「大和の無足人について」人文研究 6巻4号 昭和30年10月

—

無足人改帳は、組内の該当者の書上を支配大庄屋が取りまとめ、大和添上郡古市に駐在した城和奉行並びに郡奉行に宛

山城狛組無足人について

てて提出する。改めが一定の年期をもって実施されたものかどうか、なお判然としない。しかしながら書上の形式は、さきの小山戸組の場合と同様に、この方でも、所持の武具類の品目および家来下人の数をも挙げ、無足人として「御用相勤可申」き旨願い出ることになっていた。先例に倣って、以下に無足人の氏名、在所並びに身上相応の武備を表示し、併せて必要な註記を加えた。

まず享保九年九月の改帳、これは大庄屋浅田金兵衛から提出された。その以前の分は見当らなかった。

氏名	在所	具足	鐘	馬	鉄砲	家来	急召連	備考
吉田喜左衛門	錢司村		1張			2人	2人	○ 素肌歩立のもの、以下○印
吉田利左衛門	同村		1筋			1人	1人	○
青木九左衛門	同村		1			1	1	○
喜多三郎兵衛	同村	1領	1			2	2	○
梶田小重郎	北村	1	1	1騎		5	5	
松村重郎兵衛	同村	1	1		1挺	5	5	
松吉源四郎	同村		1			3	1	○
松村助左衛門	同村		1			3	1	○
松村惣兵衛	同村		1			3	1	○
向井伊兵衛	兎並村							○
満田権右衛門	同村		1					○
満田次郎兵衛	同村		1					○
増田勘左衛門	同村							○

録ニ仕書付上候ひかえ

一 享保九辰年御改已後

西法花野村無足人 浅田七郎右衛門

右七郎右衛門義、未二月廿七日御願申上、御帳付罷成、同六月廿日京都届相済、無足人相勤申候(末年は享保十二年)

錢司村無足人 池田金兵衛

右金兵衛義、未三月有市村より引越、村違之御断京都へ申上、狛組帳面へ入、無足人相勤申候

なおこの辰年二月、改帳に先立って、「無足人御改御書付共之扣」と題する長帳も作られた。これには山城国内の無足人の交名と家格とを書上げた。その人数は改帳よりも多い。あるいは家数でなく、一家兩人以上の場合が含まれたかも知れない。家格といっても、農業に従うか否かに分けたものである。狛組の連中はつぎの如くであった。○印を冠したのは改帳に見えない人々である。

加茂村郷士 農業不仕候七人

畑山重左衛門 ○畑山又左衛門 ○松村喜右衛門 松村十郎兵衛 梶田 小十郎 松村助左衛門

松吉 源三郎

農業仕候十人

澤 半左衛門 西 三右衛門 城 加兵衛 松村 宗兵衛 満田権右衛門 満田次郎兵衛

(親次郎兵衛相果伴兵蔵次郎兵衛と相改、無足人相務申候)

増田勘左衛門 向井 伊兵衛 小橋五郎兵衛 北 市右衛門

錢司村郷士 農業不仕候二人

吉田利右衛門 喜多三郎兵衛

農業仕候三人

吉田喜左衛門 ○吉田角兵衛

法華寺野村郷士 農業不仕候四人

小島平次郎 小島長次郎 小島甚右衛門 小島平六

上狛村郷士 農業不仕候八人

浅田金兵衛 ○浅田惣介 ○浅田五郎兵衛 野村伊左衛門 ○平井仁兵衛 ○浅野又兵衛

大西平右衛門 大西清助 農業仕候五人

野村十郎兵衛 ○大西兵蔵 ○松井助八郎

(享保九辰七月朔日、身上不如意に付、御願申上御免)

○松井兵左衛門 ○富田三郎兵衛

都合三十九名

二

享保九年改以後の異動を窺う史料に「無足人願書并京御奉行所へ御断書扣帳 加茂組」一冊があった。享保十八年五月の年紀がある。無足人つまり郷士取立は一藩の慣行であったが、村内居住の名字帯刀人については、城和の村々では、別に庄屋から京都の町奉行所に届出する必要があったようである。右帳に記された新規取立、引退および代替りはつぎの如くである。

兎並村向井伊兵衛こと向井市蔵は、享保十八年八月に、居村庄屋・年寄の連名をもって引退を願出た。「先年より御帳ニ付居申候得共、身上不如意ニ罷成、御用相勤不申候ニ付、此度御帳面御除被為成下候様ニ奉願候」

同年八月に、里村の中仁兵衛が新に取立を願い出た。その装備は「具足耆領 鍮耆筋 家来五人急召連下人三人」であった。この願書は京都の手續が翌年二月におこなわれたから、直ちに免許されたと思われる。ところが宝曆三酉年の改帳には、中

仁兵衛の名が初見し、三年以前末年より帳に付いた旨の記載があった。つまり宝暦元年から新に加わったというのである。これは先の仁兵衛が享保十九年八月に病死したので、その相続人が襲名、再度願出たものである。

十八年五月、野日代村郷土野村文右衛門が病死、同十一月に亡文右衛門の兄野村三郎兵衛が相続を願出た。さきの改帳の野村伊左衛門の家系で、「具足老領 鐘老筋 鉄砲老挺 家来五人急召連下人二人」の装備は多少異同があった。これも相続を認められた。

享保十九年七月に銭司村郷土青木九左衛門が病死した。この家は以後の改帳に見えなくなる。
つぎに北村の松吉源三郎こと源右衛門から「年寄歩行も不自由ニ御座候ニ付」き引退し、「(俸)留八ニ向後源三郎と名替仕」り、御帳付無足人に加わりたいと願出た。その京都届出は元文元年六月におこなわれた。

また同年十二月、高田村の松本久右衛門は「先年御改之節、御帳面ニ付不申」として、この度御帳面に付き申しましたと願出た。「素肌歩行立、家来一人急召連下」の資格であった。素肌歩行立は具足を持たず、また騎馬の用意もない者であった。これも許され、爾後長く勤める家筋である。

元文二年六月の「帯刀仕候者御座候ニ付御断書」には、山城国相楽郡の領内村々帯刀人の氏名と由緒とを註した。これも狗組の分を抜き書する。氏名の上に×印を加えたのは「何某儀相果申候」と頭書のあった人々である。人数が家数よりも多いのは、一家の人々を連記したためであろう。旧家が退転また衰微して、無足人の列を離れてゆく状況もこの記録から察せられる。なお丑年とあるのは享保十八年のことであった。この年も無足人改がおこなわれたようであるが、改帳は求めて得られなかった。

- 加 茂 村 × 畑山重左衛門 × 畑山又左衛門 × 藤田孝右衛門 沢 半左衛門 西 三右衛門
- 城 嘉兵衛 × 松村重右衛門 松村十郎兵衛 梶田 小十郎 松村助左衛門 松吉 源三郎
- 松村 宗兵衛 畑山政右衛門 満田権右衛門 満田次郎兵衛 増田勘左衛門 松本 庄兵衛

(庄兵衛儀唯今ニ而者、木津へ引越申候)

×中 仁兵衛

○銭 司 村 ×吉田喜左衛門(覺兵衛相 統罷在候)

吉田喜左衛門(覺兵衛事)

喜多三郎兵衛

×青木九左衛門

○法花寺野村

小島 平六

小島甚右衛門

小島 平次郎

×小島 長次郎

○上 狛 村

×浅田金兵衛

浅田 五郎兵衛(惣助事)

×浅田五郎兵衛

×野村伊左衛門

野村武左衛門

(三郎兵衛事)

×平井 仁兵衛(跡断絶 仕候)

野村十郎兵衛

×城野 又兵衛

大西平右衛門

大西 兵藏

大西 清助

×松井 助八郎

富田三郎兵衛(跡断絶 仕候)

浅田七郎右衛門

右之もの、代々郷士ニ而、先年藤堂和泉守殿へ奉願、常帶刀仕来申候

○加茂村

向井 伊兵衛

小橋五郎兵衛

北 市右衛門

○銭司村

吉田理右衛門

○上狛村

松井兵左衛門

右之もの、丑年御改之節、郷士帶刀之旨書付差上候へとも、唯今ニ而者無足人引、帶刀不仕候

○加茂村

松本久右衛門

右之もの、地頭藤堂和泉守殿用事、又者神事祭礼等、帶刀仕候

○上狛村

野村文右衛門

右之もの、丑年御改之節、地頭用事又者神事祭礼等ニ帶刀仕候旨書付差上候へとも、其後相果申候

○上狛村

浅田九郎右衛門

右之もの、丑年改之節、地頭用事又者神事祭礼等、帶刀仕候旨書付差上候へとも、唯今者帶刀不仕候

○加茂村

杉岡 伊兵衛

吉村 新四郎

畑山 藤九郎

梶田小左衛門

向井伊左衛門

×中 馬之助

勝田次郎兵衛

勝田長左衛門

勝田 嘉兵衛

吉田 平六

畑山万次郎(綺田村へ引越申候)

松本与惣兵衛(木津へ引越申候)

松本 宗次郎

右之もの共、何れも唯今帯刀不仕候

三

宝曆三年六月の改帳も浅田金兵衛から提出された。この帳には無足人の年齢が書き加えられた。また近年に新しく願出て仲間に加わった諸氏があることも注目される。なおこれより先、延享三年に改めが実施されたが、その年の帳は見当らなかつた。

氏名	年齢	在所	具足	鎗	馬	鉄砲	家来	急召連 下人	備考
梶田小右衛門	74	北村	1	1			3		先祖ヨリ帳ニ付無足人
松村重助	57	同村	1	1		1	3		先祖代々
松村助左衛門	34	同村		1			3		先祖代々、○素肌歩行立
満田権右衛門	53	兎並村	1	1			3		先祖代々
増田慶庵	58	同村		1					先祖代々 ○
沢半左衛門	45	里村		1					先祖代々 ○
西三右衛門	59	同村		1					先祖代々 ○
村田孫太郎	24	同村					1	3	十三年以前西年、親ヨリ帳ニ付 ○
中仁兵衛	27	同村	1	1			5		三年以前未年ヨリ帳ニ付
松本平五郎	36	高田村					1		親ヨリ帳ニ付 ○
馬場武兵衛	51	大野村	1	1			2		十一年以前亥年ヨリ帳ニ付

山城御組無足人について

氏名	年齢	在所	具足	鎧	馬	鉄砲	家来	急召連 下人	備考
梶田小右衛門	45	北野村	1	1			5		宝曆三年改以後代替
松村重助	66	同村	1	1		1	3		○素肌步行立
松村助左衛門	43	同村		1			3		○
満田権右衛門	62	兔並村	1	1			3		○
増田慶庵	67	同村		1					○
沢半左衛門	54	里村		1					○
西三右衛門	46	同村		1					宝曆三年改以後代替
村田孫太郎	33	同村					1		二十二年以前西年親
中仁兵衛	36	同村	1	1			5		ヨリ帳ニ付
松本平五郎	45	高田村		1			1		十二年以前未年ヨリ
馬場武兵衛	23	大野村	1	1			2		帳ニ付
勝田新左衛門	66	同村	1	1			3		二十年以前亥年ヨリ
小島平六	54	法花寺野村					2		帳ニ付
小島平次郎	50	同村					2	1	十一年以前申年ヨリ帳
大西平右衛門	58	東法花野村	1	1		1	3		ニ付
野村武左衛門	63	野日代村	1	1	1		8	3	親ヨリ帳ニ付
辰巳平左衛門	35	同村	1	1			2		親ヨリ帳ニ付
浅田金兵衛	50	西法花野村	1	1			3		○

宝曆三年改以後代替
二十年以前亥年親ヨリ
帳ニ付

親ヨリ帳ニ付 ○

宝曆三年改以後代替、
二十年以前亥年ヨリ帳
帳ニ付

二十年以前亥年ヨリ
帳ニ付

二十二年以前西年親
ヨリ帳ニ付 ○

十二年以前未年ヨリ
帳ニ付

○素肌步行立

計 19	41	同 村	10	14	1	1	2	49	3	8	素肌歩行立 9	三十六年以前未年親 ヨリ帳ニ付 ○
------	----	-----	----	----	---	---	---	----	---	---	---------	----------------------

右表のうち、備考欄に無足人取立の年次を記していないものは先祖代々の家筋である。「宝暦三年改以後代替」と註したのは、たとえば北村の梶田氏には、つぎの貼紙があった。

「宝暦三百年御改以後、親小右衛門病死仕、倅親之名ニ交名仕、御帳付申候」

なお西三右衛門、馬場武兵衛の両家ともに親病死につき、また辰巳平左衛門は親年罷寄って隠居したために代替りした。明和六年三月に大庄屋梶田小右衛門が提出した無足人の交名は以下の如くであった。この書上には騎馬の者がなくなつた。無足人は俗に老領老騎老筋の者と呼ばれたが、その実を備える者がこの組には見当らなくなった。

氏 名	年 齡	在 所	具 足	鎧	鉄 砲	家 来	急召連 下人	備 考
梶田小右衛門	52	北 村	1	1		5		宝暦十二年改以後代替、改以後引退
松村 重助	32	同 村	1	1	1	3		○素肌歩行立
松村助左衛門	50	同 村		1		3		四年以前戌年ヨリ帳ニ付 改以後引退 ○
松吉安右衛門	48	同 村				1		宝暦十二年改以後代替
満田権右衛門	33	兎並 村	1	1		3		宝暦十二年改以後代替 ○
増田 又八	24	同 村				1		○ 改以後引退
沢 半左衛門	61	里 村		1				
西 三右衛門	53	同 村		1				

山城貊組無足人について

村田 孫太郎	40	同 村							二十九年前西年親ヨリ帳ニ付 ○改以後引退
中 仁兵衛	43	同 村	1						十九年前末年ヨリ帳ニ付
松本 平五郎	52	高田 村							二十七年以前亥年親ヨリ帳ニ付 ○改以後引退
馬場 武兵衛	30	大野 村	1	1					二十七年以前亥年祖父ヨリ帳ニ付 改以後引退
勝田新左衛門	43	同 村	1	1					十八年前申年ヨリ帳ニ付 改以後引退
大西平右衛門	23	東法花野村	1	1					宝曆十二改以後代替、改以後引退
野村武左衛門	47	野日代村	1	1			1		宝曆十二改以後代替、改以後引退
辰巳平左衛門	42	同 村	1	1					宝曆十二改以後代替、改以後引退
浅田 金兵衛	57	西法花野村	1	1					四十七年前末年祖父ヨリ帳ニ付
浅田 幸藏	48	同 村		1					四十三年以前末年ヨリ帳ニ付 乱心御取上○
計 18			10	14	1	42	4	素肌歩行立 8	

備考欄に註した「宝曆十二年改以後代替」とあるうち、松村重助は親重助老年隠居により、その他は死去によって子息が襲名して相続、帳についた。なお野村武左衛門の分には貼紙に「馬老疋 家来五人相減 御帳ニ付申候」とあった。宝曆十二年の願書記載と較べて、差引き右の通りである。

なお人数は前回より一名を減じたが、その事情は貼紙によって判明する。松吉氏は再度の帳付きであった。

一宝曆十二年御改以後無足人引申候者共

法花寺野村

小島 平六

同 村

小島 平次郎

一宝曆十二年御改以後無足人御願申上候者

北 村

松吉安右衛門

さらに、この明和六年の改以後願出て帳についた者の貼紙もあった。

一此御改後無足人相勤申者 安永八亥年より

素肌歩行立 家来壱人 法花寺野村 小島長次郎

同 右 錢司村 吉田喜左衛門

右兩人無足人ニ成ル也

また一条「寛政四子年四月より素肌歩行立 鎗老筋 家来弐人 松岡新治郎」の追書もある。この氏名もつぎの寛政十一年の改帳から見える。

四

寛政十一年二月の加茂組改帳は里村の中仁兵衛が届出た。この帳の無足人は十四名、最小の人数である。旧家の没落がまだ進行していた村落分解の事情が察せられる。ここに至って、騎馬のみならず鉄砲の所持者もなくなり、具足を用意せぬ者も過半に達した。

氏名	年齢	在所	具足	鏈	家来	急召連 下人	備考
中仁兵衛	52	里村	1	1	5	3	中仁兵衛倅 祖父ヨリ帳ニ付
西弁蔵	39	同村		1			西三右衛門倅 ○素肌歩行立
村田孫七郎	28	同村			1		村田孫太郎倅 祖父ヨリ帳ニ付 ○

山城組無足人について

計 14	松岡 新治郎	吉田 庄藏	小島 長次郎	辰巳平左衛門	浅田 金兵衛	馬場 宗十郎	松本久右衛門	松村助左衛門	梶田 順藏	満田権右衛門	増田 又八
	32	41	39	42	25	42	33	46	23	63	54
	観音寺村	銭司村	法花寺野村	野日代村	西法花野村	大野村	高田村	同村	北村	同村	兎並村
6				1	1	1			1	1	
9	1			1	1	1		1	1	1	
30	2	1	1	2	3	2	1	3	5	3	1
3											
素肌歩行立 8	増田慶庵悴 ○ 満田権右衛門悴 梶田小右衛門悴 松村助左衛門悴 ○ 松本平五郎悴 祖父ヨリ帳ニ付 ○ 馬場武兵衛悴 祖父ヨリ帳ニ付 浅田金兵衛悴 辰巳平左衛門悴 祖父ヨリ帳ニ付 二十三年以前亥年御願申上候 ○ 二十三年以前亥年親喜左衛門御願申上候 ○ 八年以前子年ヨリ帳ニ付 ○										

小島長次郎、吉田庄藏の両名は、本紙には「先祖ヨリ御帳ニ付候無足人」と書上げたが、それぞれに備考に註した如き貼紙があった。いずれも中途に一旦引退し、再び願出たためである。

なお松村重助以下七名は、明和以後に引退し、松岡新六が絶家したことは、つぎの追書で知られる

一 明和六丑年御改以後無足人引申者

- 北村 松村 重助 同村 松吉安右衛門 里村 澤 半左衛門 大野村 勝田新左衛門 東法花野村 大西平右衛門
- 野日代村 野村武左衛門 西法花野村 浅田七郎右衛門

一八ヶ年以前子年無足人御願申上候後病死仕、相続人無御座中絶仕居申候、相続人出来次第無足人御願申上可申上候者
 観音寺村 松岡新六

右之通、御折紙ニ相認差出申候

なおこの年以後に新規に仰付けられたもの、再勤を許されたのはつぎの五名である。

文化二五年五月朔日 為御褒美被仰付候 一具足老領 鎗老筋 家来三人 新在家村 岡山 佐兵衛 辰三十四才

同年十一月願申候 一右同断 東法花野村 城 平助 辰五十才

同五辰年三月廿一日被仰付候 一素肌步行立 鎗老筋 家来一人 澤 半左衛門 辰四十二才

右同断 一具足老領 鎗老筋 家来三人 浅田 幸蔵 辰二十二才

同廿二日被仰付候 一素肌步行立 鎗老筋 鉄砲老挺 家来一人 中 儀蔵 辰五十三才

右の年齢を数えた辰年は、文化五辰年であったことは、つぎの改帳で明らかになる。

文化五年四月、中仁兵衛が提出した改帳の内容は左の通りである。この度はまた加茂組十九名に復したが、家筋に多少の変化があった。

氏名	年齢	在所	具足	鎗	家来	急召連 下人	備考
中仁兵衛	61	里村	1	1	5	3	亡中仁兵衛実子 祖父ヨリ帳ニ付
西弁蔵	48	同村		1	1		亡西三右衛門養子 ○素肌步行立
村田孫七郎	37	同村		1	1		亡村田孫太郎実子 ○祖父ヨリ帳ニ付
沢半左衛門	42	同村		1	1		沢半左衛門養子 ○当辰年帳ニ付

山城泊組無足人について

計	19	22	34	50	34	41	50	38	51	48	註	55	32	28	39	53
		同	西法花野村	東法花野村	新在家村	観音寺村	銭司村	法花寺野村	野日代村	大野村	高田村	同	北	同	兎並村	同
		同	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
	9	1	1	1	1				1	1			1	1		
	17	1	1	1	1	1	1		1	1		1	1	1	1	1
	40	2	2	3	3	2	1	1	2	2		3	5	3	1	2
	6												3			
素肌歩行立	9	<p>中仁兵衛弟別家 ○ 当辰年帳ニ付</p> <p>亡増田又八養子 ○</p> <p>亡満田権右衛門実子</p> <p>亡梶田小十郎実子</p> <p>亡松村与作実子 ○</p> <p>亡松本平五郎実弟</p> <p>曾祖父ヨリ帳ニ付</p> <p>亡辰見平左衛門実子 曾祖父ヨリ帳ニ付</p> <p>小島勝右衛門実子 ○</p> <p>亡吉田喜左衛門実子 ○</p> <p>亡松岡新六養子○十七年以前子年ヨリ帳ニ付</p> <p>岡山半左衛門実子 四年以前丑年ヨリ帳ニ付</p> <p>城又七養子 四年以前丑年ヨリ帳ニ付</p> <p>亡浅田金兵衛実子</p> <p>亡浅田七郎右衛門実子 当辰年帳ニ付</p>														

註 この年の改帳について、ノートに不備があるので、後日補正したい。

文化五年の改帳について、養子相続の者の由緒が註記されていた。

西 弁蔵 和州御領下狭川下手村吟七弟ニ而、二十六年以前亡父三右衛門養子ニ相成、相続仕候

増田 周平 加藤佐渡守様御領下江州甲賀郡水口地方森木村養賢倅ニ而、十二ヶ年以前亡父又八養子ニ相成、相続仕候

松岡新治郎 一条様御家領城州相樂郡木津郷小寺村利右衛門倅ニ而、二十二年以前亡父新六養子ニ相成、相続仕候

城 平助 城州御領下西法花野村孫三郎倅ニ而、二十五年以前親又七養子ニ相成、相続仕候

澤半左衛門 城州御領下法花寺野村甚右衛門倅ニ而、十五ヶ年以前先為左衛門^{マヤ}養家名跡人ニ罷越、相続仕候

中 儀蔵 当村中仁兵衛弟ニ而、二十一年以前より別家相続仕候

なお先度の改帳と武備書上に変更があったのは西弁蔵、村田孫七郎、増田周平および吉田庄蔵の四家である。いずれも充実を期した。

また村田、増田の両家はこのち文化九年に、無足人を召上げられた。その理由は、寛政九年八月「藤堂和泉守殿領分帯刀仕候者共名前帳」にある貼紙によって判明する。つぎの通りである。

村田孫七郎 文化九申年六月廿一日 無足人御取上被仰付候事 但庄屋侍中不埒之筋在之、其上致出奔、重々不埒ニ付、於御白砂ニ村役人へ被仰渡候

文化九申年六月廿一日 増田又八養子周平、常々心得不宣、其上身上を持崩候段、不埒之旨、於御白砂ニ被仰渡、無足人御取上被仰付候事

五

文政十年二月の帳は、従前のものと記載様式が異なっていた。これまではすべて各人が書上げた願書を大庄屋が取りまとめたものであった。この度の分は「無足人改帳」ではなく、「無足人名前面々用意之品」とあり、大庄屋自身の覚帳であったようである。またこの年は別に無足人の持高ならびに役儀をも記した帳もあった。先祖代々の古い家筋の無足人が

持高少なく、後年願出て加わった者にかえて大高持が多いことが注意される。

氏名	在所	具足	鍵	家来	素肌 步行立	役儀	所持高	備考
梶田 順藏	北村	1	1	5		大庄屋本陣	九・五九四〇	先祖代々
松村助左衛門	同村		1	3	○	問屋	一四・六四二五	先祖代々
中仁兵衛	里村	1	1	5			二六・六〇六〇	先祖代々
中儀助	同村		1	2	○		八・〇七二〇	先祖代々
沢半左衛門	同村		1	1	○	御山廻り	四・二六六〇	先祖代々 再勤 文化五辰年ヨリ
西弁藏	同村		1	2	○		三・三二五〇	先祖代々
満田権右衛門	兔並村	1	1	3	○		三二・六三四〇	先祖代々
松本久右衛門	高田村		1	1			二一・七三一〇	
馬場宗十郎	大野村	1	1	2			一八八・五五九五	
勝田重兵衛	同村	1	1	2		庄屋	八一・七二九〇	文化十四丑年ヨリ
松岡新八	観音寺村	1	1	2			八四・三二五〇	文政元寅年ヨリ
松岡祐次郎	同村	1	1	2		御普請目付 目付庄屋	一二六・六五〇〇	寛政四子年ヨリ
吉田庄藏	銭司村			1	○		五・九九九五	
小島長次郎	法花寺野村			1	○		八・〇一九〇	
大西平右衛門	東法花野村	1	1	3			七五・〇四九五	先祖代々 文化二丑年ヨリ、文政八酉 年病死、養子鉄次郎継目願 出
城野平助	同村	1	1	3			一九・四八二〇	
野村武右衛門	野日代村	1		3			一・七六三〇	先祖代々

	岡山 佐兵衛	新在家村	1	1	3		五・八一五〇	文化二丑年ヨリ、文政八酉年病死、悴繁松継目願出
	辰見平右衛門	上粕村	1	1	2		三・〇一一〇	寛保三亥年ヨリ
	浅田 金兵衛	同村	1	1	2		一一一・一一八〇	先祖代々
	浅田七郎右衛門	同村	1	1	2		四七・八五七〇	文化五辰年ヨリ
計 21			14	19	50	7		

以上享保九年より文政十年に至る数次の改帳等による無足人の増減、武備の大小を表示するとつぎの如くなる。寛政年間を最低として、文化以後は再び漸増の傾向を見せた。この間に無足人の質的な変化があったのであるが、その分析は別の機会に譲る。

享保 9 年	28	無足人数
宝暦 3 年	19	具 足
宝暦 12 年	19	鏈
明和 6 年	18	馬
寛政 11 年	14	鉄 砲
文化 5 年	19	家 来
文政 10 年	21	急召連下人
	7	素肌歩行立

松本久右衛門ノ項不明

無足人改帳は文化・文政以後の年紀をもつものを見出し得なかつた。しかしながら幕末期に至って、新しく取立てられた者は十余名あった。その交名、取立年次その他を表示する。このうち大野村の勝田重太郎は文政の帳に見える勝田重兵衛の家系もしくは一族であろう。

氏名	在所	具足	鎗	鉄砲	家来	急召連 下人	備考
土橋嘉右衛門	兔並村	1	1		2	1	天保十二丑年三月 奇特之筋有之取立
勝田 重太郎	大野村	1	1	1	3	1	大庄屋一代限無保人格 天保十三寅年九月 存寄ヲ以テ取立
松田庄右衛門	北村之内 山田新田	1	1		3	1	高三四・八二六三 天保十三寅年十二月 奇特之筋有之
川越治郎右衛門	里村	1	1		2	1	嘉永元年申年四月 奇特ニヨリ
鳥井惣右衛門	同村	1	1		2	1	嘉永三戌年七月 奇特ニヨリ
柳沢 勝三郎	東法花野村	1	1	1	3	1	嘉永六丑年十二月 奇特ニヨリ
堀 喜三郎	西法花野村	1	1	1	3	1	嘉永七寅年七月 奇特ニヨリ
喜多 安三郎	銭司村	1	1	1	3	1	慶応四辰年閏四月 鉄砲はケエール銃
村田 喜平治	里村	1	1	1	3	1	同年同月 ケエール銃
松原藤左衛門	新在家村	1	1	1	3	1	同年同月 ケエール銃
義田 栄蔵	高田村	1	1	1	3	1	同年同月 ケエール銃
富山 孫四郎	兔並村	1	1	1	3	1	同年同月 ケエール銃
樋垣 惣兵衛	銭司村	1	1	1	3	1	同年同月 ケエール銃
池田 忠四郎	同村	1	1	1	3	1	同年同月 ケエール銃

慶応三年七月に至って、幕府は慶長元和以来の皇室御料を停め、新に山城一国二十三万石を挙げて皇室の用途に宛てることになった。従って国内の諸家領地また知行所はすべて所替えになる。相楽郡内の藤堂家領村々の住人はいわゆる「御貢獻」によって、代々の無足人格式に変動を来たすことを恐れて、万事旧によって家格を維持しよう、同年十一月に連名歎願に及んだ。その趣旨はともかくも、右の願書に名を連ねた人々、ことに加茂組の諸家はつぎの如くであった。交名には郷兵五家と無足人三十三家とがあった。前者は新参のもの、撒兵とも称される身分に相当した。ただ勝田重太郎、岡山佐兵衛の両家の名は見えない。

○郷兵 観音寺村 森岡久次郎 同村 小林寿次郎 里村 吉村新次郎 西法花野村 浅田九郎右衛門 同村 松井新太郎
 ○無足人 新在家村 松原藤左衛門 野日代村 落合源兵衛 同村 野村武左衛門 東法花野村 大西亀次郎 同村 柳澤勝三郎 同村 城野平助 西法花野村 堀喜蔵 同村 浅田七郎右衛門 同村 浅田金兵衛 法花寺野村 小島長治郎
 大野村 勝田十兵衛 同村 馬場武兵衛 観音寺村 松岡祐一郎 同村 松岡新八 高田村 義田栄蔵 同村 松本久
 右衛門 里村 村田喜平治 同村 中逸平 同村 中儀蔵 同村 澤半左衛門 同村 川越治郎左衛門 同村 鳥井惣
 右衛門 兎並村 富山孫四郎 同村 土橋嘉右衛門 同村 満田権右衛門 北村 松吉祐五郎 同村 松村助左衛門
 同村 松田庄右衛門 同村 梶田慶次郎 錢司村 喜多安三郎 同村 吉田庄蔵 同村 池田忠四郎 同村 樋垣惣兵衛
 以上に示した諸家のうち、家の由緒書を書留めた旧家筋目のものもあり、後年村役精勤もしくは藩公に対して軍資金穀献納また窮民救助等奇特之筋あって無足人に取立てられた者もある。それらの詳細について述べる紙面がなくなったので割愛する。ただ述べ来たところによって明らかかなように、幕末に至って郷士の数が増加したのは、ひとり加茂組のみの現象ではなかった。その事情を説明すべき史料も少なからずある。物情騒然たる時期に際して、藩兵の増強に在郷の無足人が役立つべく期待されたこともあったのである。